相続

ガイドブック

鎌倉新書
Kamakura Shinsho

目次

相続ガイドブックについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

1.相続とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2.相続手続きの流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

3.相続の種類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

4.不動産の取り扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

5.税金と相続 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

6.生前相続準備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

7.おひとりさまの相続 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

8.「遺贈寄付」と「相続寄付」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

最後に・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

お問い合わせ先について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

相続ガイドブックについて

人生には様々な出来事が訪れますが、その中でも「相続」は一つの重要な節目です。

遺産や財産を残された人に引き継ぐことは、最期の贈り物といえるでしょう。

このガイドブックは、将来の相続に向けて準備をする際に役立つように、また、残されたご遺族の方が相続手続きを円滑に進められるよう情報や手続きについてわかりやすくご案内しています。

残念ながら、相続では揉め事や認知症・行方不明者等、トラブルが発生するケースも多いと言われています。

残された大切な人達がスムーズに、円滑に相続を終えるためには、事前の準備が大切です。

このガイドブックが皆様の相続準備 、相続手続きに お役立ていただけることを心より願っております。

専門家への相談について

さまざまな専門家が相続の相談を行っています。

弁護士　税理士　司法書士　行政書士　公証人

まずは、身近な専門家に相談することもおすすめです。

1.相続とは

相続とは、被相続人の死亡により、その残された財産（相続財産）を法律で指定された相続人が承継することを言います。
相続は死亡を理由として発生しますが、自動的に相続人へ名義が変わるわけではなく、様々な過程を踏まなければなりません。その一連の流れを相続手続きと言います。

2.相続手続きの流れ

相続手続きは主に以下の流れで行われます。

1	遺言書の有無の確認
2	相続人の調査 （戸籍謄本の取得等）
3	相続財産の調査 （評価証明書、登記事項証明書、残高証明書等）
4	遺産分割 （遺産分割協議書の作成）
5	各種名義変更手続き

遺言書の有無の確認

遺言書がある場合は、遺言書に沿った遺産分割となり、ない場合は、遺産分割協議を行い法定相続分を参考に話し合います。
遺言書では相続人でない方が相続財産の受取人に指定されているケースもあるため、先ずは遺言書の有無の確認をしましょう。

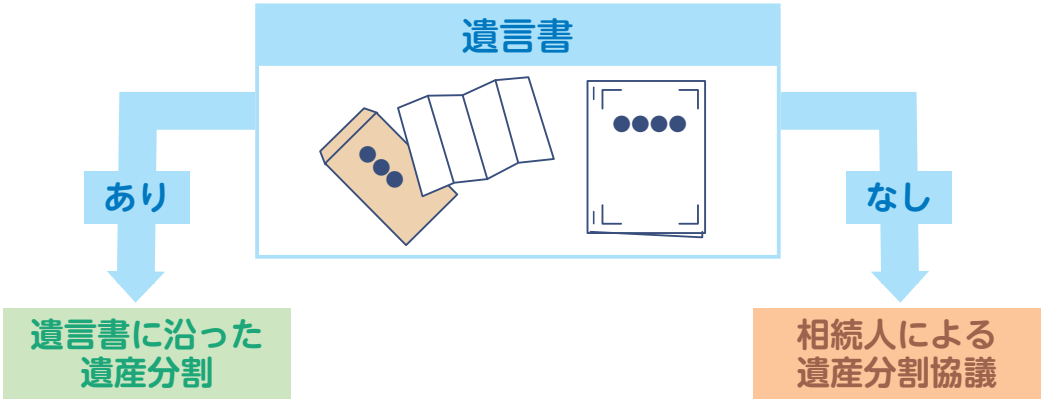

相続人の調査

相続では民法により、相続財産を承継する相続人が定められています。それを「法定相続人」と呼びます。
法定相続人には順位が指定されており、存命の一番順位が高い方が法定相続人となります。
遺言書を作成していなかった場合は、この法定相続人全員で遺産の分け方を協議します。
また、遺産分割協議は、相続順位に基づく法定相続分を参考に進めることとなります。

法定相続人の調査は、故人様の出生から死亡までの戸籍謄本を辿り、確認することとなります。

「法定相続人」をしっかりと確認しましょう

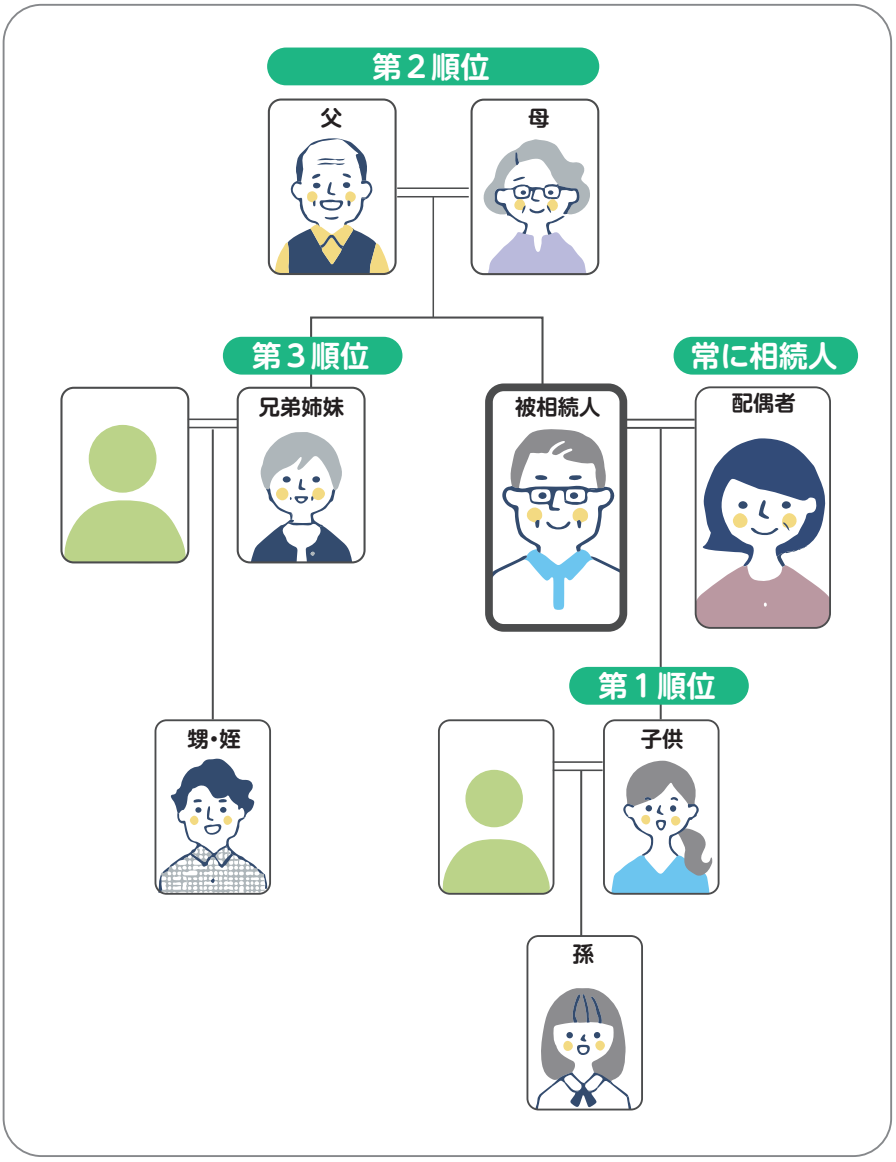

常に相続人

配偶者
（法律上の配偶者に限る）

第１順位

子供
（故人の場合は孫。
孫も故人の場合はひ孫）

第２順位

親
（故人の場合は祖父母など）

第３順位

兄弟姉妹
（故人の場合は甥や姪）

法定相続分　相続人のケース別計算例

例えば、相続人が配偶者と子の場合は配偶者が遺産の２分の１、残りを子の人数で分けます。配偶者と両親の場合は配偶者が遺産の３分の２を相続します。割合は以下の通りです。

相続人のケース	配偶者（必ず相続人）	子供（第１順位）	親（第２順位）	兄弟姉妹（第３順位）
配偶者・子供	２分の１ 1/2	２分の１ 1/2	―	―
配偶者・親	３分の２ 2/3	―	３分の１ 1/3	―
配偶者・兄弟姉妹	４分の３ 3/4	―	―	４分の１ 1/4
配偶者のみ	全部 1/1	―	―	―
子供のみ	―	全部 1/1	―	―
親のみ	―	―	全部 1/1	―
兄弟姉妹のみ	―	―	―	全部 1/1

MEMO

相続財産とは

誰がどれだけ相続するのか、まずは相続財産調査をして故人の遺産がどれだけあるのかをきちんと把握しておくことが重要です。
近年ではエンディングノートも多く発行されていますので、相続人が調査をしやすいよう活用するのもいいでしょう。

相続財産の種類

財産	● 現金・預貯金　● 自動車 ● 株式　● 絵画・美術品　● 不動産　など
負債	● 借入金　● 保証債務　● 生前の未払い家賃　など

! 負債も相続対象となりますのでご注意ください。

主な財産の調査方法

預貯金	取引先金融機関に照会
不動産	売買契約書や登記簿謄本、固定資産税納税通知書などで確認
株式	取引先証券会社に照会

遺産分割協議

相続人と相続財産の調査が完了した後に、遺言書がなかった場合は、相続財産（遺産）の分け方を全員で協議する必要があります。それが遺産分割協議です。
相続人の中に未成年や認知症、行方不明の方等がいる場合には、家庭裁判所での必要な手続きを経る必要があります。
また、分け方が決まった後は、そちらの内容を書面として残すことができます。その書面の名称を遺産分割協議書と言います。相続の手続きの中には、遺産分割協議書の提出を求められるものもあります。

3.相続の種類

相続手続きの３つの種類

相続財産の調査が完了した後、マイナスの財産等があり、法定相続人の中には、相続財産を受け取りたくないという方が出てくる場合もあります。そういった方のため、相続財産の受取りを放棄または限定することもできます。

相続財産の受取り方に関しては、主に以下の３種類があります。

単純承認

被相続人（亡くなった方）のすべての相続財産を相続します。

マイナスの財産がある場合は、相続人が債務の弁済をしなければなりません。

申立方法

自己のために相続の開始があったことを知った時を起算とし、そこから3ヶ月以内に限定承認または相続放棄の手続きをしない場合、自動的に単純承認となります。また、相続財産の処分をした場合は３ヶ月以内であっても単純承認をしたとみなされるケースもあります。

限定承認

プラスの財産の範囲内でマイナスの財産を支払っていく相続の方法です。
調査などのためにかなりの時間がかかります。

申立方法

必要書類を家庭裁判所に提出します。
相続人全員での手続きが必要です。

相続放棄

一切の相続財産を相続せず放棄します。

申立方法

必要書類を家庭裁判所に提出します。
各相続人が個別で手続き可能です。

4.不動産の取り扱い

令和6年4月1日より相続登記が義務化されました。

相続登記の流れ

1　必要書類を収集／作成

登記申請をするときは必要書類を集めなくてはなりません。転籍や婚姻などをされている場合、除籍謄本や改製原戸籍を取得しなければなりません。手続きが煩雑になる場合、司法書士に依頼するといいかもしれません。

2　登記申請

登記申請書やその他の必要書類の準備が整ったら、登記申請を行います。
登記申請は以下の方法があります。

窓口申請 （不動産の所在地を管轄する法務局）	郵送申請	オンライン申請

空き家の相続

近年、少子高齢化や地方における人口減少などの理由により、空き家数の増加が社会問題となっています。
空家対策特別措置法では倒壊の危険や周辺環境の悪化につながる可能性のある空き家を「特定空家」とし、税金の優遇を受けられなくなります。

令和５年には、相続または遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする『相続土地国庫帰属制度』がスタートしました。
※ 相続土地国庫帰属制度は、建物がある状態では利用できません。

！ 空き家の発生原因の半分以上が相続です。

誰が相続するのか？　相続後は誰が住むのか？　売るのか貸すのか？
それとも解体するのか？ など、関係者で事前に話し合っておくことが重要です。

令和6年
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

不動産の相続登記の申請が義務化されました

相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

※令和６年４月１日より前に相続した不動産も、未登記のものは義務化の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ①
戸籍関係書類の取得
相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ②
遺産分割協議・協議書の作成
協議・話し合いによる土地・建物の 所有者の確定とその書面化

ステップ③
登記申請書の作成
法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ④
登記申請書の提出
法務局（登記所）へ提出

ステップ⑤
登記完了
法務局（登記所）から登記完了証・ 登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
  相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 問い合わせ先について、17ページをご覧ください。

ポイント！

●所有者不明土地の解消に向けた新ルールを法務省がマンガで解説しています。
詳しくお知りになりたい方は、参考にしてみてください。

（不動産・相続に関するルール）
出典：法務省ＨＰ

●相続登記の申請方法について、法務省がハンドブックを公表しています。
御自身で相続登記をしたいと思う方は、参考にしてみてください。

登記手続ハンドブック（遺産分割協議編）
出典：法務局ＨＰ

●自筆証書遺言書保管制度について、法務省がパンフレットを公表しています。
法務局に遺言書を預けたいと思う方は、参考にしてみてください。

自筆証書遺言書保管制度のご案内
出典：法務局ＨＰ

5.税金と相続

相続税の申告が必要な人

財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が、遺産に係る基礎控除額を超える場合、相続税の申告をする必要があります。

遺産に係る基礎控除額
3,000万円 ＋ （600万円×法定相続人の数）

例えば・・・

相続人が３名の場合は
3,000万円+(600万円×3)＝4,800万円となり、4,800万円が基礎控除額となり、遺産の合計がこの4,800万円を越える場合には相続税の申告が必要となります。

相続税の申告手続き

相続税の申告手続きは、下記の１～２を**相続開始の翌日から10ヶ月以内**に完了しなければなりません。

1　相続税申告書等必要書類一式を被相続人の住所地を管轄する税務署に提出

2　相続税の納税

納税金額は基礎控除額を越えた分に対して、以下の税率を基に計算されます。

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	－
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

6.生前相続準備

遺言書について

相続時の遺産分割をめぐるトラブルを防ぐために、民法上で法的効力を持つ遺言書を残し、自分の意思を伝えることが重要です。

遺産相続では、「法定相続よりも遺言による相続が優先される」という大前提があり、遺言書によって自身の意思を明確に伝えることによって、相続トラブルを未然に防ぐことができるのです。

遺言書の種類・書き方・作成方法

遺言書は、「自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言」の３種類があります。

それぞれの書き方、作成方法と求められる要件を簡単にまとめると、次のようになります。形式的な要件を満たしていない遺言書は無効となります。また、内容によって効力を持たない遺言書もあります。

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
作成方法	本人が全文を自筆で書く。財産目録はパソコンで作成したもの、不動産の登記証明書の写し、預貯金の通帳のコピーを添付でもOK。 	公証役場で証人２人以上の立ち会いのもと、遺言者が公証人に遺言内容を口述して作成する。 公正証書遺言書は、公証役場で保管する。障がいや病気などで文字の書けない人でも作成できる。	本文は代筆、パソコン作成でも可能。ただし、署名は自筆に限る。 作成日と押印も必須。作成した遺言書を封筒に入れ、遺言書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印する。 公証役場で証人２人以上の立ち会いのもと、公証人に提出し、秘密証書遺言を作成した事実を記録する（遺言書は本人が持ち帰って保管する）。
求められる要件	すべての用紙に作成日、氏名を自筆で書き、押印する。 相続開始（死亡）後は原則として、家庭裁判所の検認（遺言書の状態確認）を経て開封する。 自筆証書遺言書保管制度（自筆証書遺言書とその画像データを法務局で保管する制度）を利用していた場合は検認不要。	証人は ・「未成年ではない」 ・「推定相続人、およびその配偶者と直系血族ではない」などの一定の要件を満たした人に限られる。 死後の家庭裁判所での検認は必要ない。聴覚や言語機能に障がいのある人は、筆談でも可能。	証人は ・「未成年ではない」 ・「推定相続人、およびその配偶者と直系血族ではない」などの一定の要件を満たした人に限られる。 相続開始（死亡）後は原則として、家庭裁判所の検認（遺言書の状態確認）を経て開封する。

遺言書の効力

遺言書は、相続トラブルの可能性を最低限に抑えるだけでなく、相続の手続きをスムーズに進めることにも役立ちます。

とはいえ、「遺言書さえあれば、すべてが丸く収まる」というわけではありません。遺言書には「できないこと」もあります。

近年では円滑な資産継承のために『**家族信託**』を利用するケースも増えています。遺言の効力についてよく理解して、相続がスムーズに進むよう準備を進めることが大切です。

	できること	できないこと
相続分の指定	それぞれの相続人の相続分の指定。法定相続人以外への相続も可能。	法定相続人全員の同意がある場合、遺言に従わなくてもよい。 遺留分侵害額請求は認められる。
遺産分割方法の指定	遺産の分割方法を指定可能。	法定相続人全員の同意がある場合、遺言に従わなくてもよい。
遺産分割の禁止	土地、不動産等の売却を禁止できる。	効力は相続開始から5年以内だけ。
負担付遺贈	相続人に対しても、相続権を持たない人や法人にも条件付きで遺産を譲ることができる。 ※ペットの世話をしてくれるかわりに毎月○万円を与えるなど	受遺者は遺贈を放棄することもできる。
遺言執行者	遺言の執行者を指定できる。	遺言執行人は断ることもできる。
子供の認知	婚外子の認知、財産の相続ができる。	婚姻や養子縁組に関することには法的効力はない。
相続人の廃除	問題のある相続人を除外できる。	廃除理由によっては認められないケースもある。
保険金受取人の指定と変更	保険金の受取人を変更できる。	実際の受取人の変更手続きは、遺言者の死後、保険会社に通知して行われるため、遺言執行人を指定しておいた方がよい。

※上記は例の一部です

家族信託について

家族信託とは、家族による財産管理の一つです。
自身の財産の権利をあらかじめ信用できる家族に委託することにより、自身が認知症等により財産管理や運用ができなくなった場合も、その家族に運用してもらうことが可能となります。

例としては、生活費や施設利用費の引き出しや不動産の処分の権利等を委託することができます。
家族信託は認知症の対策等自身が存命中の管理のために用いられることも多いですが、自身が死亡し、相続が発生した際に権利の承継者の指定ができる等、相続の側面からも活用が可能な制度となっています。

家族信託では、財産の権利を委託する委託者、財産の権利を受託し運用をする受託者、受託者が運用した財産から出た利益を受け取る受益者を指定し委託する権利等をまとめ信託契約書を作成することにより信託が開始されます。

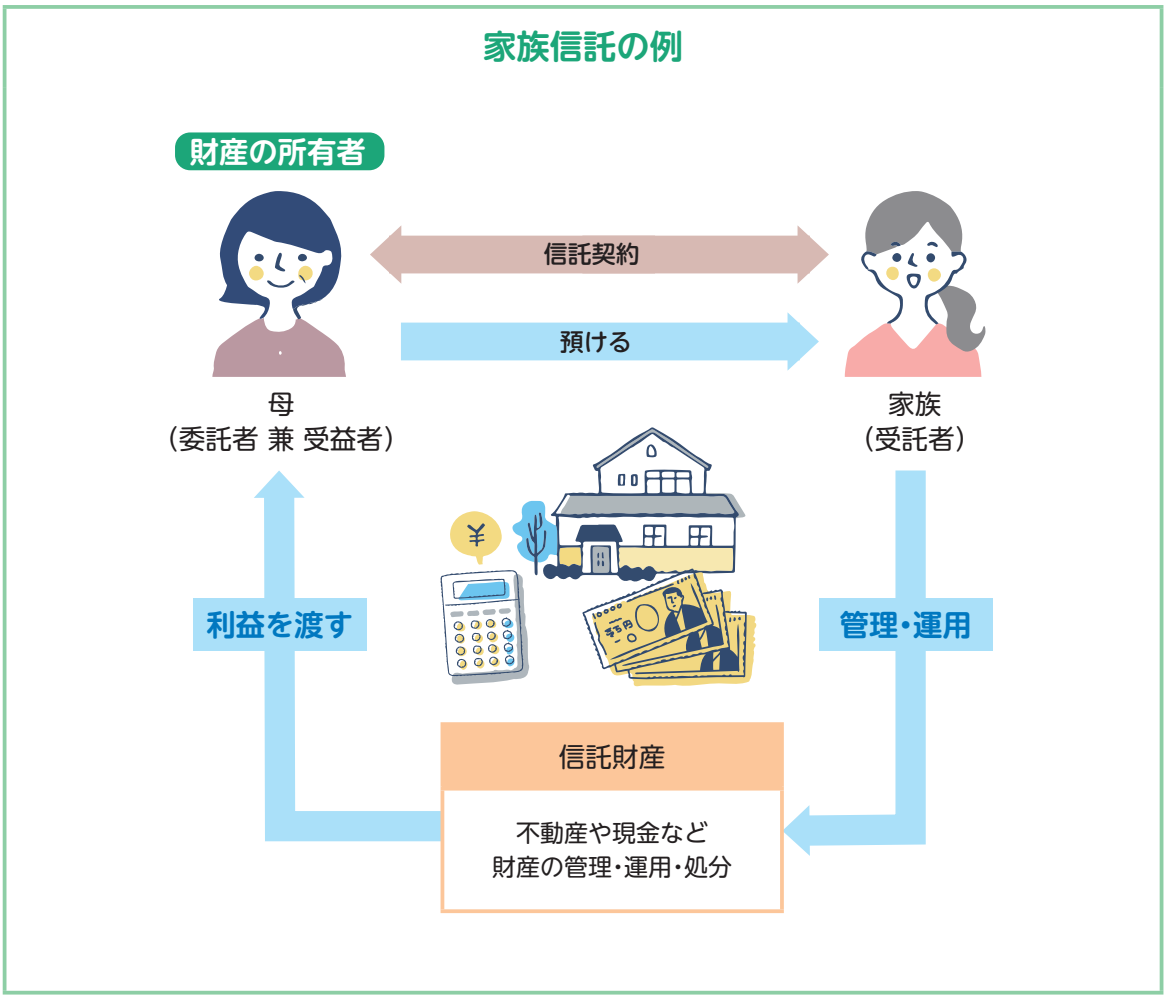

7.おひとりさまの相続

おひとりさまとは、一般的に同居する家族がいない人のことを指します。自分らしい生活を続けつつも、万が一の時に備え、自身の財産管理や死後の事前準備をしておくことで相続発生時のトラブルを避けることができます。

主な対策

対象者　同居する家族がいない人

見守りサービス	主に訪問型とカメラ型があり、現在、セキュリティ会社や郵便局等様々な企業がサービスを提供しています。
任意後見人の指定	自身の判断能力が衰えることに備え、あらかじめ自身の信頼できる方（親族や士業等の専門家）を万が一の時の財産管理人として指定できる制度です。事前に任意後見契約を結ぶ必要があります。
死後事務委任	自身が亡くなった際、予め葬儀や埋葬等諸々の手続きをしてもらえる方を指定できる制度です。事前に死後事務委任契約を結ぶ必要があります。
遺言書の作成	自身が亡くなった際、残った財産をどなたにどのような配分で渡すかを予め指定できる制度です。事前に遺言書の作成が必要となります。

8.「遺贈寄付」と「相続寄付」について

遺贈寄付

遺言書に基づき、亡くなった後に財産を慈善団体や自治体に寄付すること。
寄付者は生前に寄付先や使途を指定することができ、地域社会や公益活動に財産を役立てることができます。
遺贈寄付は、相続税の非課税対象になることが多く、社会貢献と節税効果を両立させられます。

相続寄付

相続した財産の一部または全部を自分の意思で寄付すること。
相続人が寄付先や寄付額を決定し、慈善団体や自治体に財産を提供します。
相続寄付も、一定の条件下で相続税の節税効果があり、相続した財産を社会に還元する手段として利用されます。

どちらも、個人や家族の財産を社会貢献のために活用できる手段であり、寄付を検討する際には、慈善団体や自治体と事前に相談し、適切な手続きを確認することが重要です。また、法律や税制に関する専門家の助言を受けることで、安心して寄付を進めることができます。

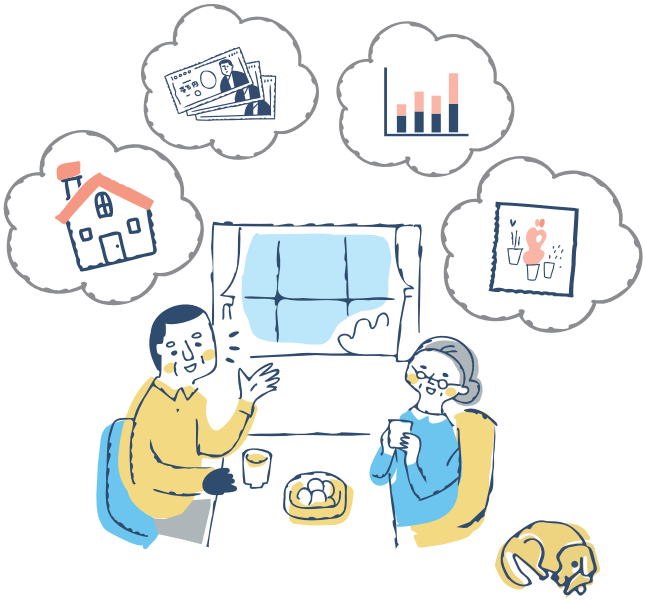

最後に

相続手続きは相続人全員の同意をもって進めなければならず、様々な事由（協議の不一致、認知症や行方不明の相続人がいる等）により、円滑に進められないことも多々あります。

生前に遺言書や家族信託などの準備を整えることで、遺族の負担を軽減できるケースは多く見受けられます。そのため、しっかりとした準備を進められることを推奨いたします。

専門家への相談について

さまざまな専門家が相続の相談を行っています。

弁護士　税理士　司法書士　行政書士　公証人

まずは、身近な専門家に相談することもおすすめです。

お問い合わせ先について

官公庁

法務局・地方法務局	□ 各法務局のホームページ （登記手続の案内（予約制）等）	

専門資格者

弁護士	□ 日本弁護士連合会の ホームページ（法律相談）	
司法書士	□ 日本司法書士会連合会の ホームページ（相続登記手続）	
	□ 相続登記相談センター（予約受付フリーダイヤル） ☎ **0120-13-7832** （平日10時～16時、年末年始・お盆期間を除く）	
土地家屋調査士	□ 日本土地家屋調査士会連合会の ホームページ（表示に関する登記）	
税理士	□ 日本税理士会連合会の ホームページ（相続税など）	
行政書士	□ 日本行政書士会連合会の ホームページ	
公証人	□ 日本公証人連合会の ホームページ	

MEMO

発　行　年：2026 年 8 月
配布エリア：藤枝市
編集／発行：鎌倉新書

相談無料
いい相続 フリーコール 0120-992-467
受付時間：平日9時～19時/土日祝9時～18時 ※受付時間は予告なく変更させていただく場合がございます。